

健保ニュース

紀陽銀行健康保険組合

NO.7-6

令和7年11月25日

健康保険証の廃止について②

令和7年12月2日から従来の健康保険証は無効となり、マイナンバーカードを保険証として利用する(マイナ保険証)こととなります。令和7年9月末時点において、マイナ保険証による資格確認ができない方(既に資格確認書を交付している方は除く)に、今回、令和8年12月末を期限として申請なしで資格確認書を交付させていただきます。

1年以内にマイナ保険証をお持ちいただけよう、是非ご協力をお願いいたします。

記

1. 「資格確認書」職権交付対象者

- ①マイナンバーカードを作成されていない方
- ②マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録がまだの方
- ③マイナンバーカードを返納された方
- ④マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

2. 資格確認書について

- ・資格確認書は従来の健康保険証の代わりとなるものであり、大切にお取り扱いください。
- ・被扶養者の方には被保険者からお渡しいただき、主旨の説明をお願いいたします。
- ・令和7年10月以降にマイナ保険証を取得された方は、資格確認書を行内書留でご返却ください。
- ・今後1年以内にマイナ保険証を取得された方も、行内書留でご返却いただくようお願いいたします。

3. 従来の健康保険証について

- ・従来の健康保険証は無効となりますので、各自で適切に廃棄処分してください。
- ・健保組合への返却は不要です。

4. その他注意事項

- ・マイナンバーカードには本体と電子証明書の2つの期限があります。(本体10年、電子証明書5年)
期限更新を怠りますと、保険証として利用が出来なくなりますのでくれぐれもご注意ください。
- ・20歳未満でマイナンバーカードを作られた方の期限は本体も5年となっています。
特にお子様の期限管理については抜かりなくお願ひいたします。

以上

〔 紀陽銀行健康保険組合
本店内線 80-200-2644～2648
ダイヤルイン 073-426-7138 〕